後期高齢者医療制度

問合先
●大阪府後期高齢者医療広域連合（保険料…☎06・4790・2028、健康診査・人間ドック…☎06・4790・2031）
●国保年金課

平成28年度 保険料
●被保険者均等割額…51，649円
●所得割率…10.41％
●限度額…57万円

健康診査を受けましょう

被保険者に健康診査を無料で受診できる受診券を4月下旬に送付します。

※年度途中に新たに75歳になる被保険者には、誕生月の翌月に送付します。

受診回数　受診券に記載する期限までに1回

持ち物　受診券、被保険者証

受診場所・申込　指定医療機関

■次の被保険者には、健康診査受診券を送付しません

●病院や診療所に6ヵ月以上継続して入院している

●特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などに入所または入居している

※退院や退所など状況が変わった場合は、受診券を発行できますので、問い合わせてください。

人間ドック費用の一部助成

被保険者が人間ドックを受診したときに費用の一部を助成します。（年度中に1回のみ）

助成上限額　26，000円

必要な物　人間ドックの領収書、検査結果通知書など、被保険者証、振込口座（通帳など）、印鑑

申請　国保年金課

※人間ドックを受診した人は、申請まで領収書などを大切に保管してください。

被保険者均等割額の軽減

世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額（51,649円）が軽減されます。

所得の判定区分	軽減割合	軽減後の被保険者均等割額（年額）
①下欄②に属する被保険者であり、かつ、当該世帯の被保険者全員の各所得が0円であるとき（ただし、公的年金等控除額は80万円として計算する）	9割	5,164円
②世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が、基礎控除額（33万円）を超えないとき	8.5割	7,747円
③世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が【基礎控除額（33万円）＋26万5千円×被保険者の数】を超えないとき	5割	25,824円
④世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が【基礎控除額（33万円）＋48万円×被保険者の数】を超えないとき	2割	41,319円

※基礎控除額等の数値については、今後の税法改正などによって変動することがあります。

軽減に該当するかどうかを判断するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

国民健康保険と同様、当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の人については、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除して軽減判定します。

世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。

国民年金

問合先　国保年金課

平成28年度の国民年金保険料が「月額16，260円」に改定されました。

学生納付特例制度

国民年金保険料の納付が困難な学生に、納付を猶予します。

※過去2年分までさかのぼって申請できます。

対象　学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専門学校、専修学校などに在学する20歳以上で、本人の前年所得が一定額以下（単身の場合118万円など）の学生

※いずれも夜間部・定時制・通信教育課程含む

申請　国保年金課

審査・決定　日本年金機構

■承認を受けた期間は…

●期間中に障害や死亡など不慮の事態になったときに、受給資格があれば障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されます。

●年金の受給資格期間に算入されます（老齢基礎年金の年金額には反映されません）。

●期間中の猶予された保険料は、承認を受けた月から10年以内であれば追納（さかのぼって納めること）ができます。

※承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

■申請はお早めに

対象期間　4月分～来年3月分

必要なもの　年金手帳、学生証など学生である証明、印鑑（本人が署名する場合は不要）

※平成28年1月1日現在、市内在住でない場合は、前年所得を証明するもの（課税証明書など）も必要な場合があります。

■前年度承認を受け、今年度も在学中の人の申請

承認には毎年申請が必要ですが、前年度承認を受け4月以降も在学予定であることが確認できた人には、日本年金機構からハガキ形式の「国民年金保険料学生納付特例申請書」を送付しています。引き続き在学中の場合は、必要事項を記入し返送すれば、市役所での申請は不要です。

【従来どおりの申請が必要な人】

●在学中の学校などが変わった

●前年中は一定額以上の所得があったが、今はない

●申請書が届かなかった

※詳しくは問い合わせてください。